

野菜、山菜と誤って有毒植物が農産物直売所等に出荷・販売され、食中毒が生じた近年の事例

【事例 1】

発生年月日	平成 31 年 4 月 2 日
発生場所	秋田県秋田市
原因食品	スイセン
概要	生産者がスイセン苗（有毒）をニラ苗と誤表示してスーパーマーケットの産直コーナーで販売し、それを購入して喫食した 1 名に食中毒が発生。
原因	生産者がスイセン苗をニラ苗と誤解し、販売してしまったもの。

【事例 2】

発生年月日	平成 28 年 5 月 1 日
発生場所	岐阜県飛騨市
原因食品	コルチカム（イヌサフラン）
概要	農家がイヌサフランの葉（有毒）をギョウジャニンニクと誤認して農産物直売所に出荷し、それを購入して喫食した 1 名に食中毒が発生。
原因	農家がイヌサフランを畑の際に植えたことを失念し、ギョウジャニンニクが自生したものと誤認して採取し、出荷してしまったもの。

【事例 3】

発生年月日	平成 28 年 3 月 6 日
発生場所	石川県珠洲市
原因食品	スイセン
概要	農家がスイセンの葉（有毒）をニラと誤認して農産物直売所に出荷し、それを購入して喫食した 4 名に食中毒が発生。
原因	農家がニラのすぐ近くに植えてあったスイセンの葉をニラと誤認して採取し、出荷してしまったもの。

【事例 4】

発生年月日	平成 27 年 5 月 9 日
発生場所	福島県南会津町
原因食品	スイセン
概要	農家が農産物直売所に出荷したニラにスイセンの葉（有毒）が混入しており、それを購入して喫食した 2 名に食中毒が発生。
原因	スイセンを出荷した生産者は、以前からニラの生産・販売を行っていたが、栽培場所は管理された農地ではなかった。そのため、スイセンが自生してニラと混在していることに気づかず、ニラと誤認して採取したものである。 また、販売者である農産物直売所においては、農産物の納品時に検品を行わず、陳列作業も生産者に任せるなど、商品管理方法が不適切であった。

- ✓ 各事例の原因は、県からの聴き取り、食品衛生学雑誌食中毒事件例及び報道情報による。
- ✓ 食中毒は発生しなかったが、令和 2 年 2 月に埼玉県農業物産館でスイセンをニラと誤って販売したおそれがあるとして、回収が行われた事案あり。
- ✓ これら以外にも、農産物直売所で販売された野菜や山菜、きのこ類に有毒植物や毒きのこが混入し、食中毒が発生した事案や回収が行われた事案が複数報告されている。